

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	美容師養成施設の指定
②	法令名	美容師法
③	法令番号	昭和32年法律第163号
④	根拠条項	第4条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(美容師試験) 第四条 3 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
⑦	審査基準	美容師法第4条第3項、第4項 美容師養成施設指定規則 「美容師養成施設の指導要領について」(平成27年3月31日付健発0331第20号厚生労働省健康局長通知) 「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等」(平成20年厚生労働省告示第46号) 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」(平成20年厚生労働省告示第47号) 「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定の基準」(平成20年厚生労働省告示第48号) 「矯正施設における美容師養成施設の指定の基準」(平成20年厚生労働省告示第49号) 「美容師養成施設の教科過程の基準」(平成20年厚生労働省告示第50号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 4箇月
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	4箇月
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	・指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、美容師養成施設の指導要領に基づき、設立しようとする日の1年前までに設置計画書を提出し、事前協議を進めること。 ・事前協議完了後、美容師養成施設指定規則に基づき、設立しようとする日の4月前までに申請書を提出すること。